○香南香美老人ホーム組合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和４２年８月７日

条例第５号

改正　昭和44年2月20日

昭和46年3月24日

昭和47年2月24日

昭和48年3月13日

昭和50年3月13日

昭和53年3月30日

昭和53年12月26日

昭和55年3月28日

昭和56年3月31日

昭和57年3月30日

昭和60年3月29日　条例第1号

昭和62年3月30日　条例第5号

平成5年12月25日　条例第1号

平成8年12月26日　条例第4号

平成17年3月30日　条例第7号

平成18年2月22日　条例第3号

平成22年3月29日　条例第3号

平成22年11月30日 条例第8号

平成29年3月29日　条例第9号

平成30年3月29日　条例第3号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条及び第２０３条の２の規定に基づき、議会の議員その他特別職の職員で非常勤の者（以下「議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬及び費用弁償の額）

第２条　報酬及び費用弁償の額は、別表に定めるところによる。ただし、監査委員が地方公共団体の職員であり、その職務を所属する地方公共団体における勤務時間内に行う場合は、報酬を支給しない。

（費用弁償の算出基地）

第３条　費用弁償の算出基地は、議員等の住居地とする。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第４条　この条例で定めるもののほか報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和４２年４月１日から適用する。

附　則（昭和４４年２月２０日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４４年４月１日から適用する。

附　則（昭和４６年３月２４日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４６年４月１日から適用する。

附　則（昭和４７年２月２４日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

附　則（昭和４８年３月１３日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４８年４月１日から適用する。

附　則（昭和５０年３月１３日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附　則（昭和５３年３月３０日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５３年１２月２６日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年３月２８日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年３月３１日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５７年３月３０日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年３月２９日条例第１号）

この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第５号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成５年１２月２５日条例第１号）

この条例は、平成６年１月１日から施行する。

附　則（平成８年１２月２６日条例第４号）

この条例は、平成９年１月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日条例第７号）

この条例は、平成１７年４月１日より施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第３号）

この条例は、平成１８年３月1日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日条例第８号）

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２９日条例第９号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２９日条例第３号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 報酬 | 費用弁償 | | | |
| 鉄道賃・船賃及び航空賃 | 車賃  （1キロメートルにつき） | 日当  (1日につき) | 宿泊料  (1夜につき) |
| 議会議員 | 日額  3,000円 | 一般職の職員  の旅費に関す  る条例第11  条、第12条及  び第13条の3  に規定する額 | 30円 | 県外  2,000円 | 県内  7,000円  県外  11,000円 |
| 監査委員 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 退職手当  審査会委員 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 行政不服審  査会委員 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 個人情報保護審査会委員 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 情報公開審  査会委員 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 非常勤  配置医 | (一般)  月額  72,000円  から  245,000円  (精神)  月額  50,000円  (臨時)  日額  10,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 産業医 | 月額  30,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 公務災害補  償等認定委  員会委員 | 日額  30,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 公務災害補  償等審査会  委員 | 日額  3,000円 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |